

介護報酬の算定構造の素案

※ 以下は、資料3の記載事項を機械的に、現行の算定構造に反映させた場合の改正イメージである。
 ※ 算定の構造の中で黒くぬられている部分が、現行のものと比較して改正されている箇所である。

○ 通所介護費

基本部分			注	注		注	注	注	注							
通所介護費	イ 単独型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (286 単位)	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合					
		要介護1・2 (354 単位)	× 70・100													
		要介護3・4・5 (503 単位)														
		(2) 4時間以上 6時間未満										要支援 (408 単位)				
		要介護1・2 (506 単位)														
		要介護3・4・5 (718 単位)														
	(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (572 単位)														
	要介護1・2 (709 単位)	× 70・100														
	要介護3・4・5 (1,006 単位)															
	ロ 併設型通所介護費		(1) 3時間以上 4時間未満		要支援 (241 単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	又は					看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合
			要介護1・2 (307 単位)		× 70・100											
			要介護3・4・5 (452 単位)													
(2) 4時間以上 6時間未満			要支援 (344 単位)													
要介護1・2 (438 単位)																
要介護3・4・5 (645 単位)																
(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (482 単位)															
要介護1・2 (614 単位)	× 70・100															
要介護3・4・5 (903 単位)																
ハ 認知症専用単独型通所介護費		(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (443 単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	又は		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合					
		要介護1・2 (511 単位)	× 70・100													
		要介護3・4・5 (687 単位)														
		(2) 4時間以上 6時間未満				要支援 (633 単位)										
	要介護1・2 (730 単位)															
	要介護3・4・5 (981 単位)															
(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (886 単位)															
要介護1・2 (1,022 単位)	× 70・100															
要介護3・4・5 (1,373 単位)																
ニ 認知症専用併設型通所介護費		(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (373 単位)		利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合					6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	
		要介護1・2 (441 単位)	× 70・100													
		要介護3・4・5 (616 単位)														
		(2) 4時間以上 6時間未満		要支援 (533 単位)												
	要介護1・2 (630 単位)															
	要介護3・4・5 (880 単位)															
(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (746 単位)															
要介護1・2 (882 単位)	× 70・100															
要介護3・4・5 (1,232 単位)																

○ 通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
			2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の見数が基準に満たない場合 又は	6時間以上8時間未満の通所リハビリの前後に日常生活上の世話をを行う場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	個別リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供を個別に利用者に行った場合			
通所リハビリテーション費	通常規模の医療機関の場合	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (283単位) 要介護1・2 (351単位) 要介護3・4・5 (488単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+39単位	片道につき+47単位	通所リハビリテーション入浴介助加算 1日につき+44単位	通所リハビリテーション特別入浴介助加算 1日につき+65単位	550単位 (月1回を限度)			
		(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (404単位) 要介護1・2 (500単位) 要介護3・4・5 (694単位)											
		(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (563単位) 要介護1・2 (699単位) 要介護3・4・5 (972単位)											
		小規模診療所の場合	(1) 3時間以上4時間未満									要支援 (283単位) 要介護1・2 (351単位) 要介護3・4・5 (488単位)	×70/100	
			(2) 4時間以上6時間未満									要支援 (404単位) 要介護1・2 (500単位) 要介護3・4・5 (694単位)		
			(3) 6時間以上8時間未満									要支援 (563単位) 要介護1・2 (699単位) 要介護3・4・5 (972単位)		
	介護老人保健施設の場合		(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (283単位) 要介護1・2 (351単位) 要介護3・4・5 (488単位)								×70/100		
			(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (404単位) 要介護1・2 (500単位) 要介護3・4・5 (694単位)										
			(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (563単位) 要介護1・2 (699単位) 要介護3・4・5 (972単位)										
		8時間以上9時間未満の場合 +50単位											8時間以上9時間未満の場合 +50単位	
		9時間以上10時間未満の場合 +100単位												9時間以上10時間未満の場合 +100単位
		8時間以上9時間未満の場合 +50単位												
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														
8時間以上9時間未満の場合 +50単位														
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														
8時間以上9時間未満の場合 +50単位			8時間以上9時間未満の場合 +50単位											
9時間以上10時間未満の場合 +100単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位										
8時間以上9時間未満の場合 +50単位														
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														
8時間以上9時間未満の場合 +50単位														
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														
8時間以上9時間未満の場合 +50単位			8時間以上9時間未満の場合 +50単位											
9時間以上10時間未満の場合 +100単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位										
8時間以上9時間未満の場合 +50単位														
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														
8時間以上9時間未満の場合 +50単位														
9時間以上10時間未満の場合 +100単位														

○ 短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置している場合	利用者に対して送迎を行う場合	
単独型短期入所生活介護費(3:1)	(1)単独型短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援 (〇〇〇単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+12単位	片道につき +184単位
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
	(2)単独型短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
併設型短期入所生活介護費(3:1)	(1)併設型短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
	(2)併設型短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費	(1)単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室)	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
	(2)単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費(II) (ユニット型準個室)	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費	(1)併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室)	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					
	(2)併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費(II) (ユニット型準個室)	要支援 (〇〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇〇単位)					

注 栄養管理の評価

○ 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	医師、理学療法士・作業療法士の員数が基準に満たない場合又は			
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(3:1)	(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援 (000 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	+30 単位	+76 単位	片道につき +184 単位	
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
(2)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護	(一)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
	(二)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								

注 ※養管理の評価

(2) 緊急時治療管理
 緊急施設：(1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
 療養費

(二)特定治療

〔 〕：緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない場合	利用者の数 及び入院患者 の数が入院 患者の定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	看護師が基 準に定めら れた看護職 員の員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合	療地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合	療地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合	施設基準の区 分による療養 環境減算	医師の配置 について医 療法施行規 則第49条の 規定が適用 されている場 合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	利用者に対 して送迎を行 う場合	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1> (従来型個室)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	要支援 (000 単位)									
		要介護1 (000 単位)										
		要介護2 (000 単位)										
		要介護3 (000 単位)										
		要介護4 (000 単位)										
		要介護5 (000 単位)										
	b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	看護<6.1> 介護<4.1> (多床室)	要支援 (000 単位)									
		要介護1 (000 単位)										
		要介護2 (000 単位)										
		要介護3 (000 単位)										
		要介護4 (000 単位)										
		要介護5 (000 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	看護<6.1> 介護<5.1> (従来型個室)	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)										
		要介護2 (000 単位)										
		要介護3 (000 単位)										
		要介護4 (000 単位)										
		要介護5 (000 単位)										
b 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	看護<6.1> 介護<5.1> (多床室)	要支援 (000 単位)										
	要介護1 (000 単位)											
	要介護2 (000 単位)											
	要介護3 (000 単位)											
	要介護4 (000 単位)											
	要介護5 (000 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	看護<6.1> 介護<6.1> (従来型個室)	要支援 (000 単位)									
	要介護1 (000 単位)											
	要介護2 (000 単位)											
	要介護3 (000 単位)											
	要介護4 (000 単位)											
	要介護5 (000 単位)											
b 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	看護<6.1> 介護<6.1> (多床室)	要支援 (000 単位)										
	要介護1 (000 単位)											
	要介護2 (000 単位)											
	要介護3 (000 単位)											
	要介護4 (000 単位)											
	要介護5 (000 単位)											
(2) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)										
		要介護1 (000 単位)										
		要介護2 (000 単位)										
		要介護3 (000 単位)										
		要介護4 (000 単位)										
		要介護5 (000 単位)										
	(二) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)										
		要介護1 (000 単位)										
		要介護2 (000 単位)										
		要介護3 (000 単位)										
		要介護4 (000 単位)										
		要介護5 (000 単位)										

注 栄養管理の評価

(2) 特定診療費

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1> (従来型個室)	要支援 (〇〇〇単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -50単位	片道につき +184単位
			要介護1 (〇〇〇単位)			
			要介護2 (〇〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇〇単位)			
			要介護4 (〇〇〇単位)			
			要介護5 (〇〇〇単位)			
		要支援 (〇〇〇単位)				
		要介護1 (〇〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇〇単位)				
		要介護5 (〇〇〇単位)				
(2)小規模生活単位型診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)小規模生活単位型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	a診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) 看護<6:1> 介護<3:1> (従来型個室)	要支援 (〇〇〇単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -90単位	片道につき +184単位
			要介護1 (〇〇〇単位)			
			要介護2 (〇〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇〇単位)			
			要介護4 (〇〇〇単位)			
			要介護5 (〇〇〇単位)			
		要支援 (〇〇〇単位)				
		要介護1 (〇〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇〇単位)				
		要介護5 (〇〇〇単位)				

注 栄養管理の評価

(2) 特定診療費

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目